

様式第3号（第5条関係）

政務活動費収支報告書

令和4年 4月13日

盛岡市議会議長 竹田 浩久 様

議員氏名 工 藤 健 一

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項（第2項）の規定により、
令和3年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1 収支の状況

項 目		金 額	主たる支出の内訳
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
支出	調査研究費	円	
	研修費	7,000 円	市政調査会拠出金
	広報費	円	
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	40,800 円	新聞購読料
	人件費	円	
	事務所費	198,000 円	事務所賃貸料 4月～3月分
	支出合計 ②	245,800 円	
差引残余 ①-②	354,200 円		

政務活動費出納簿

【令和3年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	支出額の内訳								
				調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	火件費	事務所費
✓ R3.12.27	新聞の購読料 (1紙分)		3,400							3,400		
✓ R3.12.30	事務所借り上げ料 (12月分)		16,500									16,500
✓ R4.1.26	新聞の購読料 (1紙分)		3,400							3,400		
✓ R4.1.31	事務所借り上げ料 (1月分)		16,500									16,500
✓ R4.2.25	新聞の購読料 (1紙分)		3,400							3,400		
✓ R4.2.28	事務所借り上げ料 (2月分)		16,500									16,500
✓ R4.3.26	新聞の購読料 (1紙分)		3,400							3,400		
✓ R4.3.31	事務所借り上げ料 (3月分)		16,500									16,500
			0									
			0									
			0									
			0									
			0									
小計				0	7,000	0	0	0	0	40,800	0	198,000
累計		600,000	245,800	残高(収入額累計-支出額累計)				354,200円				

政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘 要	備 考
R3. 12. 15	7,000 円	市政調査会拠出金	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合 計	7,000 円		

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	2021/12/15
------	-----	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	7,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	7,000	円

【支払概要】

令和3年度市政調査会拠出金

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

工藤 健一 様

一金 7,000円 也

令和3年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。

令和3年12月15日

盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政幸



政務活動費支出簿

使途項目	資料購入費
------	-------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R3. 4. 26	3,400 円	新聞購読料「岩手日報4月分」	3紙購読のうち1紙計上
R3. 5. 25	3,400 円	新聞購読料「岩手日報5月分」	3紙購読のうち1紙計上
R3. 6. 26	3,400 円	新聞購読料「岩手日報6月分」	3紙購読のうち1紙計上
R3. 7. 28	3,400 円	新聞購読料「岩手日報7月分」	3紙購読のうち1紙計上
R3. 8. 28	3,400 円	新聞購読料「岩手日報8月分」	3紙購読のうち1紙計上
R3. 9. 27	3,400 円	新聞購読料「岩手日報9月分」	3紙購読のうち1紙計上
R3. 10. 28	3,400 円	新聞購読料「岩手日報10月分」	3紙購読のうち1紙計上
R3. 11. 25	3,400 円	新聞購読料「岩手日報11月分」	3紙購読のうち1紙計上
R3. 12. 27	3,400 円	新聞購読料「岩手日報12月分」	3紙購読のうち1紙計上
R4. 1. 26	3,400 円	新聞購読料「岩手日報1月分」	3紙購読のうち1紙計上
R4. 2. 25	3,400 円	新聞購読料「岩手日報2月分」	3紙購読のうち1紙計上
R4. 3. 26	3,400 円	新聞購読料「岩手日報3月分」	3紙購読のうち1紙計上
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	40,800 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R3.4.26
------	-------	-----	---------

支払証拠書類の額面金額	9,062 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (4月分)	

領収書等添付欄 ◇ 別紙に添付

領収証 03店015区0011.00番 No 00005
工藤 健一 様

松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400*
2			
3			

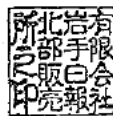
21年04月分

合計金額(税込)
¥3,400

(10%対象 0円税 0円)
(8%対象 3,148円税 252円) *軽減対象

上記通り領収致しました。R3年4月26日

(有)岩手日報北部販売所
岩手県盛岡市長田町10-30
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収証
工藤 健一 様
松園2-7-22
SZ 999 N.D 区 156
31400 順
2956 統
R3年4月分

合計金額(円)
2,262 (税込)

入3年5月 / 日

金額
2,262
合計

盛岡タイムス※
※は軽減税率8% (消費税167)

お支払いには便利なクレジット口座振替他ご利用頂けません。詳細は販売店までどうぞ!



毎日新聞盛岡中央販売所
有限会社 毎日夫人 若林茂雄
盛岡市高松二丁目27-63
TEL 664-1310

領収書 区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様
松園2丁目7-22

3年 4月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 *	1	3,400
2		
3		

◇左記の通り領収しました

合計 3,400 円

領収日 3年4月27日
※は軽減税率 (10.0%対象 0円 / 8.0%対象 3,400円)
事務所営業時間: 平日9時~17時 土日祝休み

※は軽減税率

読売センターみたけ緑が丘
所長 森 雄二
盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎ 0120-141-932

領収印

※封筒もあわせて内容を十分お読みください。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R3.5.25
------	-------	-----	---------

支払証拠書類の額面金額	9,062 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (5月分)	

領収書等添付欄 ◊ 別紙に添付

領収証 03店015区0011.00番 No 00005
工藤 健一 様

松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400 *

21年05月分

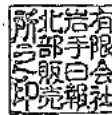
合計金額(税込)
¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)
(8%対象 3,148円 税 252円) *軽減対象

上記通り領収致しました。R3年5月26日

(有)岩手日報北部販売所

岩手県盛岡市長田町10-30
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様
松園2丁目7-22

3年 5月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇上記の通り領収しました

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

領収日 R3年5月26日
事務所営業時間: 平日9時~17時・土日祝休み

読売センターみたけ緑が丘
所長 森 雄二
盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎ 0120-141-932

領収印

※領面も十分お読みください。

領収証
工藤 健一 様
松園2-7-22
SZ 999 N.D 区 154
31400 順
2956 読
R3年5月分

合計金額(円)
2,262 (税込)

金額	2,262
部数	1
合計	2,262

盛岡タイムス※
※は軽減税率8% (消費税167)

R3年5月28日



毎日新聞盛岡中央専売所
有限会社 毎日夫人 若林 茂雄
盛岡市 高松二丁目27-63
TEL 6664-11310

お支払いには便利なお支払い方法をご用意しております。上記の
ご利用には、口座振替他は
ご利用頂けません。詳細は
支店までどうぞ！

※領面も十分お読みください。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R3. 6. 26
------	-------	-----	-----------

支払証拠書類の額面金額	9,062 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (6月分)	

領収書等添付欄 別紙に添付

毎頁「読売」のロゴマークが印刷されています。

領収証 03店015区0011.00番 No 00005
工藤 健一 様

松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400 *

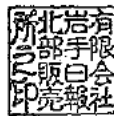
21年06月分

合計金額(税込)
¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)
(8%対象 3,148円 税 252円) *軽減対象

上記通り領収致しました。R3年6月26日

(有)岩手日報北部販売所
岩手県盛岡市長田町10-30
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収証 工藤 健一 様
松園2-7-22
SZ 999 N.D 区 153
31400 順 2956 誌
R3年6月分

合計金額(円)
2,262 (税込)

R3年6月30日



毎日新聞盛岡中央専売所
有限会社 毎日夫人 若林茂雄
盛岡市高松二丁目27-63
TEL 664-1310

金額	2,262
部数	1
合計	2,262

読 者 名	工藤 健一 様
読 者 番	松園2-7-22
読 者 種	盛岡タイムス※
読 者 料	※は軽減税率8% (消費税16%)

お支払いには便利なか
シ外払い、口座振替他は販
利用頂けません。詳細は販
売店までどうぞ！

ご購入者様がご不明な点がございましたら、上記の
金額領収書に添付の電話でお問い合わせください。

領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様
松園2丁目7-22

3年 6月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R3年 6月 25日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

事務所営業時間: 平日9時~17時・土日祝休み

読売センターみたけ緑が丘
所長 森 雄 二
盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎ 0120-141-932

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R3.7.28
------	-------	-----	---------

支払証拠書類の額面金額	9,062 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (7月分)	

領収書等添付欄 ◇ 別紙に添付

領収証 03店015区0011.00番 No 00004

工藤 健一 様

松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3,400 *
2			
3			

21年07月分

合計金額(税込)

¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)
(8%対象 3,148円 税 252円) *軽減対象
自動振替は北銀、東銀、盛信、岩銀、そがご利用できます。振替手数料無料。
上記通り領収致しました。R3年7月29日

(有)岩手日報北部販売所

岩手県盛岡市長田町10-30
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様
松園2丁目7-22

3年 7月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 ※	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R3年 7月29日
事務所営業時間：平日9時～17時・土日祝休み

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

読売センターみたけ緑が丘

所長 森 雄二
盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎0120-141-932

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証
工藤 健一 様
松園2-7-22

M.D区 153
31400 願
2966 誌
R3年7月分

SZ 999

合計金額(円)	2,262 (税込)
---------	------------

金額	2,262
部数	1
合計	2,262

銘柄名	盛岡タイムス※
金額	2,262
部数	1
合計	2,262

※は軽減税率8% (消費税167)

R3年 8月 2日



毎日新聞盛岡中央専売所
若林茂雄
有限会社 毎日夫人 若林茂雄
盛岡市高松二丁目27-63
TEL 6664-1310

お支払いには便利なお支払いは、口歴、詳細は販売店までどうぞ！

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R3.9.27
支払証拠書類の額面金額		9,062 円	
支払按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		3,400 円	
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (9月分)			

領収書等添付欄 ◇ 別紙に添付

領収証 03店015区0011.00番 No 00004
工藤 健一 様

松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400 *
2			
3			

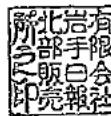
21年09月分

合計金額(税込)
¥3,400

(10%対象 0円税 0円)
(8%対象 3,148円税 252円) *軽減対象

上記通り領収致しました。R3年9月27日

(有)岩手日報北部販売所
岩手県盛岡市長田町10-30
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様
松園2丁目7-22

03年 9月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 *	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R3年 9月26日
事務所営業時間: 平日9時~17時・土日祝休み

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

読売センターみたけ緑が丘
所長 森 雄二
盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎0120-141-932



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証
工藤 健一 様
松園2-7-22
SZ 999 N.D 区 148
31400 願 誌 2956
R3年9月分

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
盛岡タイムス※ ※は軽減税率8%(消費税16%)	1	2,262	2,262 (税込)
合計		2,262	

R3年9月28日

毎日新聞盛岡中央専売所
有限会社毎日夫人 若林茂雄
盛岡市高松二丁目27-63
TEL 664-1310

お支払いには便利なクレジットカード払い、口座振替他ご利用頂けます。詳細は販売店までどうぞ。
ご購入は必ずお名前を記載してください。上記の金額は税込です。上記の金額は税込です。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R3.11.25
------	-------	-----	----------

支払証拠書類の額面金額	9,062 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円

【支払概要】

「岩手日報」新聞の購読料 (11月分)

領収書等添付欄

◇ 別紙に添付

領収証 03店015区0011.00番 No 00004

工藤 健一 様

松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400 *
2			
3			

21年11月分

合計金額(税込)

¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)
 (8%対象 3,148円 税 252円) *軽減対象
 自動振替は北銀、東銀、盛信、岩銀がご利用できます、振替手数料無料。
 上記通り領収致しました。R3年11月26日

(有)岩手日報北部販売所

岩手県盛岡市長田町10-30
 TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様

松園2丁目7-22

03年 11月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 *	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R3年11月26日

12月度の集金は通常月より早目
 になりますので、ご了承下さい

※は軽減税率 { 10.0%対象 0円 }
 { 8.0%対象 3,400円 }

読売センターみたけ緑が丘
 所長 森 雄二
 盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎ 0120-141-932

領収印

※裏面もおわせて内容を
 十分お読みください。

領収証
 工藤 健一 様
 松園2-7-22
 SZ 999 N.D 区 148
 31400 顧客 2956
 R3年11月分

合計金額(円)
 2,262 (税込)

R3年11月30日

金額
 2,262
 合計

部数
 1
 合計

読売タイムス※
 盛岡市
 ※は軽減税率8% (消費税16%)

お支払いには便利な
 ショッピング口座振替他ご
 利用頂けません。詳細は販
 売店までどうぞ！



毎日新聞盛岡中央専売所
 若林 茂雄
 有限会社 毎日夫人 若林 茂雄
 盛岡市 高松二丁目27-63
 TEL 664-1310

この領収書は、領収書の発行に当たって、
 領収書の発行に当たって、
 領収書の発行に当たって、

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R3. 12. 27
支払証拠書類の額面金額	9,062 円		
支払按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額	3,400 円		
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (12月分)			

領収書等添付欄 ◦ 別紙に添付

領収証 03店015区0011.00番 No 00004
工藤 健一 様

松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400 *

21年12月分

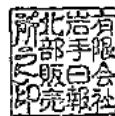
合計金額(税込)
¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)
(8%対象 3,148円 税 252円) *軽減対象

上記通り領収致しました。R3年12月27日

(有)岩手日報北部販売所

岩手県盛岡市長田町10-30
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収証
工藤 健一 様
松園2-7-22
N.D区 149
31400 類
2956 読
R3年12月分
SZ 999

合計金額(円)
2,262 (税込)

R3年12月24日

金額
2,262
2,262

部数
1
合計

盛岡タイムス※
※は軽減税率8% (消費税16%)

お支払いには便利な
ソフ外払い、口座振替他
ご利用頂けます。詳細は販
売店までどうぞ！



毎日新聞盛岡中央専売所
有限会社 毎日夫人 若林茂雄
盛岡市高松二丁目27-63
TEL 664-1310

この領収書は、領収書として有効です。上記の
金額は、消費税別です。領収書は、領収書として有効です。

領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様
松園2丁目7-22

03年 12月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 *	1	3,400
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R3年12月19日
今年一年、読売新聞をご愛読して
いただきありがとうございます。

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円)

読売センターみたけ緑が丘
所長 森 雄 二
盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎ 0120-141-932

領収印

※風情もあわせて内容を十分お読みください。

様式第7号

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R4.1.26
------	-------	-----	---------

支払証拠書類の額面金額	9,062 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円

【支払概要】

「岩手日報」新聞の購読料 (令和4年1月分)

領収書等添付欄

別紙に添付

領収証 03店015区0011.00番 No 00004

工藤 健一 様

松園2丁目7-22

1 2 3	銘柄	部数	日数	金額
	岩手日報	1		3400 *

22年01月分

合計金額(税込)

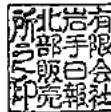
¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)
(8%対象 3,148円 税 252円) *軽減対象

上記通り領収致しました。22年1月26日

(有)岩手日報北部販売所

岩手県盛岡市長田町10-30
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様

松園2丁目7-22

04年 1月分

1 2 3	銘柄	部数	金額
	読売新聞 *	1	3,400
合計			3,400 円

◇左記の通り領収しました

領収日 24年 1月 26日

※は軽減税率 (10.0%対象 0円) (8.0%対象 3,400円) 事務所営業時間: 平日9時~17時・土日祝休み

※は軽減税率

読売センターみたけ緑が丘

所長 森 雄二

盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎ 0120-141-932

領収印

※印紙を貼付してください

領収証
工藤 健一 様
松園2-7-22

SZ 999 N.D 区 148 順
31400 順
2956 読
R4年1月分

合計金額(円)
2,262

銘柄	部数	金額
盛岡タイムス※	1	2,262
合計		2,262

盛岡タイムス※
※は軽減税率8% (消費税16%)

24年 1月 29日



毎日新聞盛岡中央専売所
若林 茂雄
有限会社 毎日夫人 若林 茂雄
盛岡市高松二丁目27-63
TEL 664-1310

お支払いには便利な
クレジット、口座振替、他
が利用いただけます。詳細は販
売店までどうぞ！

ご購入ありがとうございます。上記の金額領収書に記入してください。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R4.2.25
支払証拠書類の額面金額		9,062 円	
支払按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		3,400 円	
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (令和4年2月分)			
領収書等添付欄 ◇ 別紙に添付			

領収証 No. 00004

領収証 03店 015区 0011.00番 No 00004
 工藤 健一 様
 松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400 *
2			
3			

22年02月分

合計金額(税込)
¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)
 (8%対象 3,148円 税 252円) *軽減対象

上記通り領収致しました。22年2月25日

(有)岩手日報北部販売所
 岩手県盛岡市長田町10-30
 TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575

岩手日報
 北部販売所
 印

領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 **工藤 健一 様**
 松園2丁目7-22

04年 2月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 *	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

※は軽減税率 { 10.0%対象 0円 }
 { 8.0%対象 3,400円 }

領収日 **4年2月24日**
 事務所営業時間: 平日9時~17時・土日祝休み

読売センターみたけ緑が丘
 所長 森 雄二
 盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎ 0120-141-932

領収印

領収証

工藤 健一 様

松園2-7-22

SZ 999 N.D 区 149 順 31400 読 2956 松 R4年2月分

合計金額(円)	2,262 (税込)
金額	2,262
部数	1
合計	2,262

R4年2月28日

毎日新聞盛岡中央専売所
 有限会社 毎日夫人 若林茂雄
 盛岡市高松二丁目27-63
 TEL 664-1131-0

お支払いには便利なクレジット払い、口座振替他は販売店までどうぞ!
 ※は軽減税率8% (消費税16%)



ご領収書が取りかえさせていただきます。上記の金額を領収致しました。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R4. 3. 26
支払証拠書類の額面金額		9,062 円	
支払按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額		3,400 円	
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (令和4年3月分)			

領収書等添付欄 ◇ 別紙に添付

毎度領収書ありが大切です。

領収証 03店015区0011.00番 No 00004

工藤 健一 様

松園2丁目7-22

銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400 *

22年03月分

合計金額(税込)

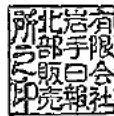
¥3,400

(10%対象 0円税 0円)
(8%対象 3,148円税 252円) *軽減対象

上記通り領収致しました。R4年3月26日

(有)岩手日報北部販売所

岩手県盛岡市長田町10-30
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収証
工藤 健一 様
松園2-7-22

SZ 999 N.D 区 146
31400 順 2956 誌
R4年3月分

合計金額(円)
2,262 (税込)

金額
2,262
1 合計

盛岡タイムス※
※は軽減税率8% (消費税16%)

R4年3月29日



毎日新聞盛岡中央専売所
有線会社 毎日夫人 若林 茂雄
盛岡市高松二丁目27-63
TEL 6664-1310

お支払いには便利な
外払い、口座振替他ご
利用頂けます。詳細は販
売店までどうぞ！

この領収書は、上記の金額に消費税が含まれています。

領収書

区域002 全戸0085 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一 様
松園2丁目7-22

04年 3月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞 *	1	3,400
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 R4年3月25日
事務所営業時間：平日9時～17時・土日祝休み

※は軽減税率 { 10.0%対象 0円 }
{ 8.0%対象 3,400円 }

読売センターみたけ緑が丘
所長 森 雄二
盛岡市みたけ5丁目1-29 ☎0120-141-932

領収印

※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費
------	------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R3. 4. 30	16,500 円	事務所借り上げ料 (4月分) ✓	
R3. 5. 31	16,500 円	事務所借り上げ料 (5月分) ✓	
R3. 6. 30	16,500 円	事務所借り上げ料 (6月分) ✓	
R3. 7. 31	16,500 円	事務所借り上げ料 (7月分) ✓	
R3. 8. 31	16,500 円	事務所借り上げ料 (8月分) ✓	
R3. 9. 30	16,500 円	事務所借り上げ料 (9月分) ✓	
R3. 10. 29	16,500 円	事務所借り上げ料 (10月分) ✓	
R3. 11. 30	16,500 円	事務所借り上げ料 (11月分) ✓	
R3. 12. 30	16,500 円	事務所借り上げ料 (12月分) ✓	
R4. 1. 31	16,500 円	事務所借り上げ料 (1月分) ✓	
R4. 2. 28	16,500 円	事務所借り上げ料 (2月分) ✓	
R4. 3. 31	16,500 円	事務所借り上げ料 (3月分) ✓	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	198,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R3. 4. 30
------	------	-----	-----------

支払証拠書類の額面金額	33,000 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	50 %
政務活動費支出金額	16,500 円
【支払概要】 事務所借り上げ費 (4月分)	

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

領 収 証 工藤 健一 様 No. _____

金額 16,500 円

内訳
 現金 _____
 小切手 _____
 手形 _____

但し入所賃賃料
 3年4月30日 上記正に領収いたしました

消費税率等(%) _____

印紙

691619

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R3. 5. 31
支払証拠書類の額面金額		33,000 / 円	
支払按分率 (※按分が必要な場合)		50 / %	
政務活動費支出金額		16,500 / 円	
<p>【支払概要】</p> <p>事務所借り上げ費 (5月分)</p>			

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

領 収 証 工藤 健一 様 No. _____

金額 16,500 / 円

但 事務所賃賃料

〇 年 〇 月 〇 日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金 _____

小切手 _____

手形 _____

消費税額等(%) _____

収入印紙

GR1619

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R3.6.30
支払証拠書類の額面金額	33,000 円		
支払按分率 (※按分が必要な場合)	50 %		
政務活動費支出金額	16,500 円		
【支払概要】 事務所借り上げ費 (6月分)			

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

領 収 証 工 藤 健 一 様 No.

金額	133,200
----	---------

但 事務経費後払い

3年6月30日 上記正に領収いたしました

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等(%)	

収入印紙

GR1619

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R3.7.31
支払証拠書類の額面金額	33,000 / 円		
支払按分率 (※按分が必要な場合)	50 / %		
政務活動費支出金額	16,500 / 円		
<p>【支払概要】</p> <p>事務所借り上げ費 (7月分)</p>			
領収書等添付欄		◇ 別紙に添付	

領収証 工藤 健一様 No. _____

金額 16,500

内訳 事務所賃賃料

現金 小切手 手形

消費税額等 (%) _____

2年7月31日 上記正に領収いたしました

収入印紙

GR1619

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R3. 8. 31
支払証拠書類の額面金額		33,000 / 円	
支払按分率 (※按分が必要な場合)		50 / %	
政務活動費支出金額		16,500 / 円	
<p>【支払概要】</p> <p>事務所借り上げ費 (8月分)</p>			

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

領 収 証 工 藤 健 一 様 No. _____

金額 33,000

但事務所賃料

3年8月31日 上記正に領収いたしました

内訳

現金 _____

小切手 _____

手形 _____

消費税額等(%) _____

印紙

GR1619

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R3.9.30
------	------	-----	---------

支払証拠書類の額面金額	33,000 / 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	50 / %
政務活動費支出金額	16,500 / 円

【支払概要】

事務所借り上げ費 (9月分)

領収書等添付欄	別紙に添付
---------	-------

領 収 証 工藤健一様 No. _____

金額 33,000

但事務所賃借料

3年7月30日 上記正に領収いたしました

内 収
 現金
 小切手
 手形

消費税額等(%)

収入印紙

GR1618

政務活動費支払伝票

用途項目	事務所費	支出日	R3.10.29
支払証拠書類の額面金額			-33,000 / 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)			- 50 / %
政務活動費支出金額			16,500 / 円
【支払概要】 事務所借り上げ費 (10月分)			
領収書等添付欄 ◇ 別紙に添付			

領 収 証

工藤 健一 様 No. _____

33,000

内訳

現金

小切手

手形

消費税(10%)

消費税(8%)

内税合計


10月分

10月29日

上記正に領収いたしました

登録番号

収入印紙



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R3. 11. 30
------	------	-----	------------

支払証拠書類の額面金額	33,000 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	50 %
政務活動費支出金額	16,500 円

【支払概要】

事務所借り上げ費 (11月分)

領収書等添付欄	◦ 別紙に添付
---------	---------

領 収 証

藤 健 様 No.

金額 33,000

内訳

現金

小切手

手形

登録番号


消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

収入印紙

令和3年11月30日 上記正し領収いたしました

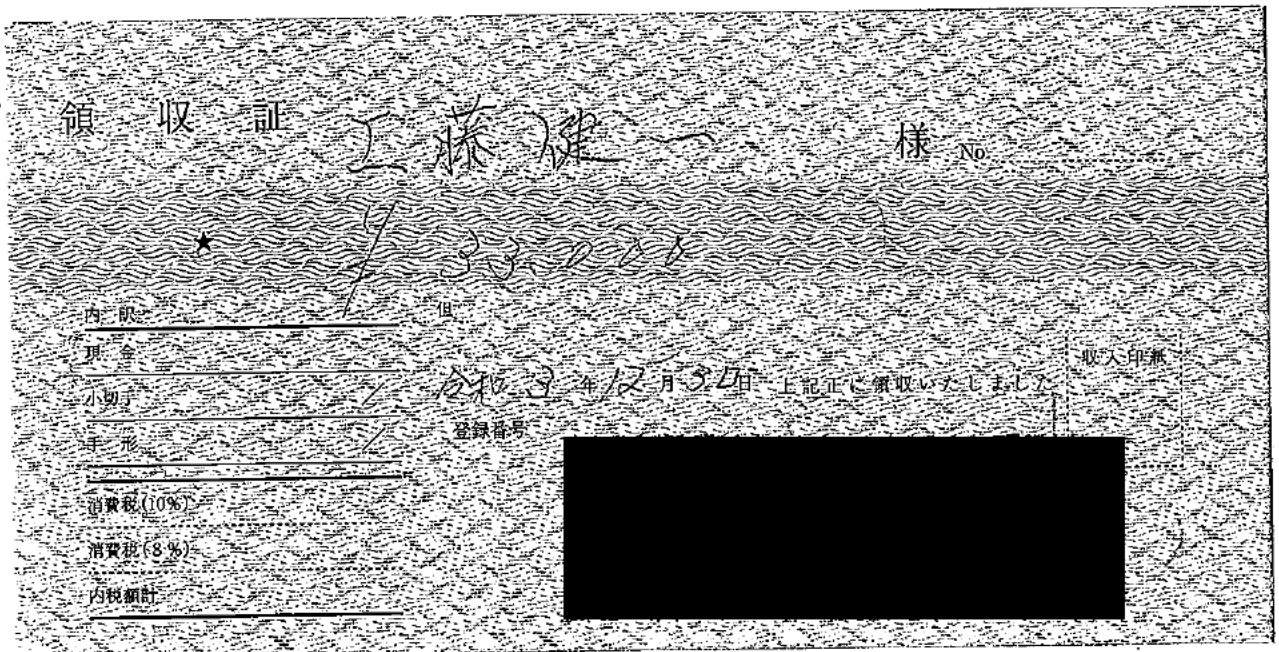


政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R3. 12. 30
------	------	-----	------------

支払証拠書類の額面金額	33,000 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	50 %
政務活動費支出金額	16,500 円
【支払概要】 事務所借り上げ費 (12月分)	

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4. 1. 31
支払証拠書類の額面金額			33,000 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)			50 %
政務活動費支出金額			16,500 円
【支払概要】 事務所借り上げ費 (令和4年1月分)			

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

領 収 証

工藤 健一 様 No.

金額 33,000 円

内訳

現金

小切手

振込

消費税(10%)

消費税(8%)

内税額計

令和4年1月31日 上記正に領収いたしました

取入印紙

登録番号



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4.2.28
------	------	-----	---------

支払証拠書類の額面金額	-33,000 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	-50 %
政務活動費支出金額	-16,500 円

【支払概要】

事務所借り上げ費 (令和4年2月分)

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

領 収 証

工藤 健一様 No.

★ / 33,000

内 訳

現金

小切手

手形

消費税(10%)


消費税(8%)

内税額計

4年2月28日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R4. 3. 31
支払証拠書類の額面金額	33,000 円		
支払按分率 (※按分が必要な場合)	50 %		
政務活動費支出金額	16,500 円		
【支払概要】 事務所借り上げ費 (令和4年3月分)			
領収書等添付欄		◇ 別紙に添付	

領 収 証 工 藤 健 一 様 No.

★ 33,000

内訳

現金

小切手

手形

消費税(10%)


消費税(8%)

内税額計

4年3月31日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号



建物賃貸借契約書

契約日 平成28年07月31日

賃貸人

賃借人 工藤 健 一

事務所賃貸借契約書

物件の表示

名称	[REDACTED] 貸事務所		
所在	020-0107 盛岡市松園二丁目24番5号		
種類	事務所	間取タイプ	ワンルーム
面積	19.94㎡	構造	鉄骨造2階建の1階部分

上記物件を賃貸人、賃借人、が、次の条項により賃貸借契約を締結した。

(使用目的)

第1条 賃貸人は本物件を「事務所」の目的で賃借人に賃貸し、賃借人はその目的以外に使用しないことを約し、入居申込書及びその他の必要書類を添付のうえ賃借した。

(賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成28年8月1日から平成30年7月31日までの2年間とする。
但し、期間満了時に甲及び乙から契約終了の申し出がない時は、同一条件で2年間更新する事とし、以後も同様とする。

(賃貸料)

第3条 賃借人は、本物件を賃貸料月額32,000円にて借り受け、毎月6日(6日が休日の場合は金融機関の翌営業日)に下記口座より口座振替の方法で支払うものとする。

*振替指定口座 銀行 支店 普通預金 名義人

- 2 本契約の賃料が物価、公租公課、地価の変動あるいは近隣の賃料に比較して不相当となったときは、当事者協議のうえこれを改定することができる。

(負担の帰属)

第4条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(修繕)

第5条 賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行う。なお、入居期間中に行う次の各号に掲げるものの修繕は賃借人の負担とする。
(1) 蛍光灯、ヒューズ、給水栓・排水栓の取り替え。
(2) その他費用が軽微な修繕。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第6条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団、総会屋若しくはこれらに準ずる者又は構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
2 甲または乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

(禁止又は制限される行為)

- 第7条 賃借人は、本契約の第1条に記載の使用目的を変更してはならない。
- 2 賃借人は、賃貸人の承諾なく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡、転貸、使用貸借及び担保に供すること。
 - (2) 賃借人以外の名義を表示すること。
 - (3) 本物件の増築、改築、移転、改造、模様替え及び、敷地内に工作物を設置すること。
 - (4) 鍵（シリンダー錠を含む）の追加設置、交換をすること。
 - 3 賃借人は、本物件において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造又は保管すること。
 - (2) 排水管を腐蝕させる恐れのある液体を流すこと。
 - (3) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ、ピアノ等の操作、演奏を行うこと。
 - (4) 悪臭の発生など衛生上有害となる行為。
 - (5) 近隣の迷惑となり、共同生活を乱す行為。
 - (6) 公序良俗に反する行為。
 - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

(賃借人の管理義務・費用負担)

- 第8条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 トイレ、浴室、台所、上下水道等の故障について、賃借人の使用方法に原因があるときは、賃借人の費用負担にて修理をしなければならない。但し、水漏れ、結露のように第一次的には、賃貸人の責任によるものであっても、賃借人が通常の使用方法を逸脱した場合や、賃貸人に対する通知義務を怠る等して損害が拡大した場合は、その損害につき、割合に応じた費用を賃借人は負担しなければならない。
 - 3 水道凍結による故障は、賃借人の費用負担にて修理をしなければならない。
 - 4 賃貸人は、賃借人に、本物件の引き渡しと同時に、入居に必要な鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管かつ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに賃貸人に連絡のうえ、賃貸人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとし、新たな鍵（シリンダー錠を含む）の設置費用は賃借人の負担とする。賃借人は、本物件の明け渡しの際、貸与を受けた鍵（複製した鍵があればその全部）を賃貸人に返還しなければならない。
 - 5 電気・ガス・水道・その他の専用設備に係る使用料金は、賃借人の負担とする。
 - 6 衛生・防火・防犯・町内会等に関して、世帯主として負担すべき費用等は、賃借人の負担とする。
 - 7 賃借人は、自らの家財を守ると共に賃貸人に対する賠償責任が生じた時のために日本共済の家財保険に加入するものとする。

(契約の解除、消滅)

- 第9条 賃貸人は、賃借人が本契約の各条項に違反したとき又は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除し、又は本契約の更新を拒絶することができる。
- (1) 入居申込書の内容について虚偽の事実が認められたとき。
 - (2) 賃料等を2か月分以上滞納したとき。
- 2 賃借人は、前項の規定により、賃貸人が本契約を解除したときは直ちに、また、本契約の更新を拒絶したときは本契約の期間終了の日までに本物件から退去し、本物件を賃貸人に返還しなければならない。
 - 3 天災、地変、火災等により本物件が通常の利用に供する事ができなくなったとき、又は、都市計画等により、本物件が取用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなったときは、本契約は当然消滅する。

(解約予告)

- 第10条 賃貸人が、正当な理由により賃貸借期間内に本契約の解約を申し入れたときは、6か月後に賃貸借契約が終了し、賃借人は賃貸人に本物件を明け渡すものとする。
- 2 賃借人は、本契約を解約しようとするときは、明け渡し期日の1か月前までにその旨を賃貸人に文書で通知しなければならない。

- 3 賃借人は、1か月前までに解約の予告をしなかったときは、賃貸人に対してその予告遅滞の日数分賃料相当額の違約金を支払うことにより、即時本契約を解約することができる。

(明け渡し)

- 第11条 賃借人は、本契約が終了する日までに（第13条の規定に基づき本契約が解除されたときは直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、賃借人は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 賃借人は、本物件の明け渡しをするときは、明け渡し日をその10日前までに賃貸人に通知し、立会日時を協議しなければならない。ただし、賃借人の債務不履行による解除により直ちに明け渡す場合を除く。
 - 3 賃借人は、明け渡し時には、必ず残置物を全て処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の精算を済ませたうえで鍵を引き渡すものとする。ただし、賃借人の都合で遵守できないときは、賃借人の同意を得て、賃借人の費用負担で賃貸人が残置物の処理、室内清掃等を行うことができる。
 - 4 賃借人は、本契約が解除、解約、消滅等により終了し、明け渡すときは、賃貸人に対して移転料、立ち退き料、損害賠償、その他一切の請求をしないものとする。
 - 5 賃借人が明け渡しを遅延したときは、賃借人は、賃貸人に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明け渡し完了の日までの間、賃料の倍額に相当する金員及びその他の損害金を支払わなければならない。

(原状回復義務)

- 第12条 賃借人は、賃借人の責めに帰すべき理由で本物件を汚損、毀損、滅失又はその他の損害を生じさせたとき、又は賃貸人に無断で本物件の原状を変更したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

(立ち入り)

- 第13条 賃貸人又は賃貸人の指定する者は、本物件の防火、構造の保全、その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な処置を講ずることができる。
- 2 賃貸人又は賃貸人の指定する者は、火災、その他緊急の必要がある場合は、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件に立ち入り点検し、必要な処置を講ずることができる。この場合において、賃借人の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃借人の通知義務)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当するとき、賃借人又は、連帯保証人は直ちに賃貸人に通知しなければならない。
- (1) 賃借人又は連帯保証人が住所、氏名、勤務先、電話番号等を変更したとき。
 - (2) 賃借人又は連帯保証人が死亡したとき。
 - (3) 賃借人又は連帯保証人が被後見人、被保佐人、被補助人の登記をされたとき及び破産宣告並びに民事再生法の適用を受けたとき。
 - (4) 本物件が天災事変その他賃借人の責めに帰さない事由により、修繕を要する箇所が生じたとき。

(連帯保証人)

- 第16条 連帯保証人は、アーク(株)と「賃貸保証委託契約」を締結した保証内容に基づき、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

- 第17条 地震、火災、風水害等その他不可抗力と認められる自己、又は甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲若しくは乙の損害について甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(管轄裁判所)



第18条 本契約につき、万一訴訟等が生じたときは、本物件の所在を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることについて、賃貸人、賃借人及び連帯保証人は合意した。

(協議及び権利義務の遵守)

第19条 賃貸人、賃借人は、信義誠実の原則にのっとり、本契約を遵守し、本契約書に定めのない事項については、関係法令並びに慣習に従い協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するために、本契約書2通を作成し、賃貸人、賃借人が記名押印し、各巻通を所持する。

平成28年7月30日

賃貸人 住所 
 氏名  印

賃借人 住所 盛岡市松園二丁目7番22号
 氏名 工藤 健一 印

媒介宅地建物取引業者

免許番号 岩手県知事(3)第2148号
 住所 盛岡市松園三丁目18番41
 商号 (有)東北不動産管理サービス
 代表者氏名 代表取締役 八幡 義宣 印
 登録番号 岩手第001264号
 氏名 八幡 義宣 印

免許番号 岩手県知事(2)第2370号
 住所 盛岡市高松二丁目3番5号
 商号 (株)あすなろ不動産
 代表者氏名 代表取締役 松田 政樹
 登録番号 岩手第003980号
 氏名 松田 政樹



事務所貸借変更契約書

契約日 令和 3 年 2 月 25 日

貸主

借主 工藤 健一

